

Santen グループ 人権方針

Santen グループは、世界中の人々に “Happiness with Vision” を届ける取り組みを通じて、一人ひとりが尊重される社会の実現に貢献します。その前提として、人権尊重に対する責任を果たします。

Santen グループは以下の人権課題への取り組みが人権責任の重要な事柄であることを理解しています。また、Santen グループ内だけでなく、事業活動の影響を受けるすべての人の尊厳と権利を尊重します。

- 国籍、人種、性別、性自認、性的指向、年齢、障がい、宗教、信条、経験、専門性、価値観、ライフスタイルなどにもとづく差別、ハラスメント、強制労働、児童労働、人身売買など、いかなる人権侵害も容認しません。
- 事業活動を行う国と地域の法令に基づき、結社の自由と団体交渉の権利を尊重します。
- 事業活動を行う国と地域の労働時間および賃金、労働安全衛生に関する法令を遵守します。
- 国際規範(※)を支持し、継続的かつ実効性ある活動に取り組みます。

1. 適用法令

Santen グループは、事業活動を行う国・地域の法規制を遵守し、国際的に認められた人権と各国の法令に矛盾がある場合には、より高い基準に従い、相反する場合には、国際的に認められた人権を尊重する方法を追求します。

2. 人権デュー・ディリジェンス

Santen グループは、事業と関係する人権への影響を特定し、その遵守状況を定期的に確認します。お取引先の皆様に対しても、Santen グループの人権方針の遵守に関して合意を得られない場合やこれに反する事案が発生した際には、取引停止も含めて適切な対応をとります。

3. 教育・啓発

Santen グループは、従業員一人ひとりが人権尊重意識を高め、人権を尊重した行動をとり、人権侵害を未然に防止できるように、従業員の教育・啓発に取り組みます。

4. 情報開示と対話・協議

Santen グループは、人権尊重の取り組み状況についてウェブサイトなどで報告します。関連するステークホルダーとの対話と協議を誠実にを行います。

5. 救済

Santen グループの事業活動が、人権への負の影響を引き起こした、あるいはこれに関与したことが明らかになった場合には、適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

※ 国際規範：

「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」、国連グローバル・コンパクトの 10 原則、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」、人を対象とする医学研究の倫理的原則である「ヘルシンキ宣言」など

2022 年 1 月 制定

*本方針は取締役会の承認を取得しています。